

### <基本的認識>

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されている。

（※ 4月5日に国連事務総長が発出したメッセージでも、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしている。）

### <新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）>

- 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
  - ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待

### <政府における対応>

#### 1. 相談体制、保護機能の確保等

- 各都道府県に対して、4月3日付け内閣府・厚生労働省連名事務連絡により、以下のことを要請済み。
  - ・相談対応から保護に至るまでの支援について、継続的かつ迅速な対応の実施
  - ・DV被害者が直接、民間施設等に保護を求めた場合には、まずは速やかに被害者の安全を確保し、一時保護を開始
- 最寄りのDV相談センター連絡先（DV相談ナビダイヤル：0570-0-55210）の情報発信の強化

#### 2. 橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージ（4月10日）

・電話（4/29から24時間化）  
・SNS・メール相談  
・外国語対応（5/1から10言語）

#### 3. 相談体制の拡充（4月7日の緊急経済対策で閣議決定） 4月20日 DV相談+（プラス）開始

#### 4. 特別定額給付金（1人10万円）について、配偶者からの暴力を理由とした避難者への給付を可能とする手続

（4月22日 総務省、内閣府、厚生労働省から、自治体担当課に、それぞれ事務連絡）

# 新型コロナウイルス問題に伴うDVへの対応に関する 橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からのメッセージ (令和2年4月10日)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。今月5日にアントニオ・グテーレス国連事務総長が発出したメッセージにおいても、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしています。

DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。

また、DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談支援センターに相談できるよう、全国共通の相談ナビダイヤルを設けています。電話番号は、0570-0-55210です。夫婦の間で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報をしてください。

緊急に身の安全の確保が必要な場合には、全国の婦人相談所一時保護所等において、適切に保護を行う体制を整えていますので、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

さらに、今後のDVの深刻化に備えて相談窓口を拡充することを、4月7日に閣議決定した「緊急経済対策」に盛り込みました。深夜・休日にも対応できる相談窓口の設置を行うとともに、家庭内で電話をしづらい環境にいる方も相談できるよう、SNSやメールによる相談を速やかに実施し、被害者支援体制の拡充を行ってまいります。また、新たな相談窓口についても、周知を図ります。

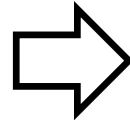
配偶者等からの暴力（DV）で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、是非、この情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるよう御協力をお願いします。

# DV相談体制の拡充

内閣府男女共同参画局

【DV相談ナビダイヤル】

0570-0-55210



最寄りのDV相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つながり はやく

0120-279-889

SNS相談

※毎日12時～22時

メール相談

同行支援

保護

緊急の宿泊提供



soudanplus.jp

外国語相談にも対応

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、  
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

WEB面談も実施

# DV相談の件数について

## 配偶者暴力相談支援センター

4月 13,468件（前年同月比約3割増）

5月 13,466件（前年同月比約2割増）

<※特別定額給付金に関する問い合わせを除く。6月12日時点の暫定値。>



（4月20日～6月14日までの56日間）

電話相談 5,237件（1日平均約94件）

メール相談 1,603件（1日平均約30件）

SNS相談 1,402件（1日平均約25件）

# 特別定額給付金（1人10万円）についての 「配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援」

## 事前申出手続

< 居住市町村に申出 >

※事前申出期間（4月24日～30日）  
を経過後も事前申出ができる。

**対象者の要件**：次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく **保護命令** を受けていること
- ②婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する **証明書**」又は、**配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間支援団体が発行する確認書（特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書）**が発行されていること。
- ③令和2年4月28日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の**支援措置**の対象となっていること。

※①②の書類は、事前申出時に提出できない場合には、給付申請時に提出されればよい。

※2019年のプレミアム付商品券等で対象者の要件であった「医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること、又は配偶者の被扶養者となっていないこと」を要件とはしていない。

- 世帯主でなくとも、**D V避難者が、同伴者の分を含め、特別定額給付金を申請できる。**
- 申出者等の支給分は、世帯主（配偶者等）には支給しない。（支給済みの場合は返還）

## 給付申請手続

< 居住市町村に申請 >

## 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部における安倍総理発言(抜粋) (令和2年4月24日)

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、生活不安やストレスによる児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害等のリスクが高まっています。社会不安が高まる中で、社会的に弱い立場にある人々をしっかりと守っていくことが政府の務めです。

このため、児童虐待防止対策については、何よりも子供の命を守ることを最優先に、様々な地域ネットワークを総動員して、子供や家庭の状況を定期的に把握することについて、厚生労働大臣を中心に各大臣がしっかりと協力して、取り組んでください。

DV防止対策についても、4月20日から新たな相談窓口を設置しました。0120-279-889(フリーダイヤルつなぐ・はやく)です。来週、29日からは24時間対応といたします。児童相談所虐待対応ダイヤル189、いちはやくと併せ、周知を図ってまいります。さらに、家族が家に居るため相談しにくいとの声もあることから、電話だけでなく、SNSやメールによる相談も受け付けます。給付金についても、DVで避難している被害者に直接届くよう、対応してまいります。引き続き、民間シェルター支援の充実を含め、施策の充実に取り組んでください。

児童虐待防止対策とDV防止対策を連携させ、家庭内での暴力の根絶や被害者の支援に向けて、政府を挙げて取組を強化していく必要があります。関係閣僚においては、一層の取組の強化をお願いします。